

「大人の部活動・多文化交流部」運営規約

第1条 （名称）

この会の名称を以下のとおりとする。

「大人の部活動・多文化交流部」

第2条 （目的）

本部は、横浜市都筑区内およびその近隣地域（以下「地域」という。）において、外国人のかたに対して既存の公的な機関ではできない、住民、区民レベルでの交流の場を提供する地域コミュニティを構築することを目的とする。

第3条 （活動）

本部は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

（１）月に一度の定例会を開催する

（２）会員相互の情報交換並びに国、地域、世代、男女を越えての多文化交流活動

（３）地域に住まれている外国人が直面している課題を解決し、活性化を図るための活動

第4条 （入会）

入会を希望するものは「大人の部活動・多文化交流部」の主旨に賛同し、必要事項を登録したものを部員とする。

第5条 （退会）

退会を希望する部員は、部長に届出をする。

第6条 （役員）

この会には以下の役員を置く。

代表（部長） 1名

副代表（副部長） 1名

第7条 （役員の任期）

役員の任期は、1年とする。ただし、再任はさまたげない。

第8条 （運営）

会の集まりを定例で開催する。会員は自由に参加できるものとする。

第9条 （規約改正）

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則 この規約は、令和6年12月1日から施行する。